自治労連・自治労連共済 30 周年・地方自治研究機構 20 周年記念国際シンポジウム

地方自治体における 民間委託への労働組合の対応と闘い

韓国公共運輸労組・全北平等支部 組織局長 イ・テシク



公共運輸労組、全北平等支部の紹介 時代的背景

1997 年の通貨危機直後、IMF・国際金融 基金の緊急融資を受ける状況の下で登場した 韓国の自由主義政府(通称「国民の政府」、大 統領キム・テジュン金大中、1998~2003年2 月)は、企業金融・公共労働部門での新自由 主義的構造調整政策により、多国籍資本と財 閥の利益を上げるための経済政策を行いまし た。中でも公共サービスと労働部門の構造調 整により、社会で必須の公共部門の民営化と 雇用の柔軟化政策を進めました。これはソー シャルネットワークにより保護されるべき社 会的貧困層と労働者の生存を大きく委縮させ るものでした。当時の金大中政権では、以前 の政府が強行採決で通過させようとして民主 労総がゼネストで挫折させた整理解雇制と労 働者派遣制度を法制化させ、労働者への解雇 と非正規雇用が急速に広がりました。これに 対抗した労働者の闘いは、政権の公権力を動 員した激しい弾圧と、資本・政治・司法によ る弾圧により徹底的に踏みにじられました。

自由主義の第2期政府(通称「参与政府」、

大統領ノ・ムヒョン盧武鉉、2003~2008年2 月) は、労働者の生活を耐えがたいものにし ました。労働者の正当な要求に資本は全く対 応せず、これに対抗する労働者の闘いに政権 側は弾圧を加えてきました。さらに、弾圧は 資本による損害賠償請求と賃金や資産の差し 押さえにまで至り、絶望した労働者たちは死 をもって抵抗しました。しかし、参与政府も また、新自由主義の構造調整政策を続けまし た。非正規雇用をさらに拡げる「期間制法」 が制定され、派遣法が改悪されました。のみ ならず 1987 年に消えたはずの弾力勤労制が 拡がり、その後のイ・ミョンバク(李明博)と パク・クネ(朴槿恵)政権では労働法の改悪と 労働組合への弾圧の名分となった労使関係ロ ードマップなるものを通過させ、労働運動を 絶滅させようとしました。

(2) 公共運輸労組、全北平等支部の旗揚げ

自由主義政権の新自由主義的構造調整政策 により多くの労働者が解雇され、公共部門の 職場も民営化されて行きました。解雇された 労働者と新規に労働者となった人たちは、雇

用が不安定な非正規職員として就職するしかありませんでした。しかし、既存の企業別労働組合のやり方は、非正規労働者の雇用と権利を守るためには適切とは言えませんでした。なぜなら、これまでの正規職員の労組では、組合規約が非正規労働者が加入できない条項が明記されていたり、加入できたとしても正規職員と非正規の利害関係が異なるため、非正規の問題が組合の中心的課題とはなり得ませんでした。のみならず、民間委託や下請けの事業所で労働組合を結成すると、元請ではその事業所との契約そのものを解除してしまいました。

当時、民主労総と労働運動の活動家は、急 速に増加の一途をたどっている非正規労働者 を組織し、非正規労働者が闘える適切な組織 形態について悩み、考え、熾烈な討論を重ね、 産業別労組と地域労組の2つの仕組みを探し 当てました。それまで韓国で業種別の関連労 組が集まって作られた連盟組織を産業別労働 組合へと転換させ、地域では地域労組を結成 していきました。私たち公共運輸労組の全北 平等支部は、2004年2月3日、「全北地域平 等労働組合」という名で結成されました。 2004年10月14日、当時の公共連盟に加入 し、公共連盟が産業別労組へと転換したので、 公共運輸労組・全北平等支部へと変わりまし た。2019年の現在では、26の分会に約650 人が組合員として活動しています。

(3) 全北平等支部、闘いの略史

全北平等支部の闘いの類型は4つに大別できます。1番目は非正規の雇用安定と労働条件改善の闘い、2番目は労組嫌悪や組合弾圧をはねのけ民主的労組を守り、労働協約を締結するための闘い、3番目は非正規の正規職

化への闘い、4番目は制度改善闘争です。これらを一言で言うなら「非正規の正規職化と労働基本権を勝ち取る闘い」と言えるでしょう。(略史は別紙参照)



(4) 2019 年、全北平等支部の活動方向と目標

- ▶ 未組織部門に集中し、組合員を拡大
- ► 3 段階で、公共部門の非正規職員を正規職員へ転換(自治体の民間委託)対応と闘い
- ▶ 組織整備と強化:地域支部・統合分会の構成と活動の準備、代議員制度の導入、現場幹部の発掘と育成、分会別オーダーメード型の組織強化策を整備
- ▶ 政策活動の強化: 民間委託、社会福祉など、 地域公共性テーマを浮き上がらせる
- ► 賃金・労働条件改善のため労働協約の更新、 集団交渉(地域別、業種別)と共同闘争
- ▶ 連帯闘争の強化: 地域での争議組合で日常 的連帯、全国集会(公共運輸労組、民主労総) 組合員に1回以上必ず参加させる
- ► 連帯活動の拡大: 進歩的な地域社会団体と 共同活動と姉妹提携など
- ► 女性に優しい組織運営と企画: 女性に配慮 した組織文化活動、女性組合員への特別教育、 3.8 女性集会など
- ▶ 日常活動の強化:組合員、幹部教育や訓練強化、月単位の定期的な現場巡回と懇談会、組合員要求に基づく様々な活動により組合活

動への参加を拡大

► 組合員増加による予算項目の再訂、四半期 別の財政運営、組合費の運用と執行を徹底させる



2. 民間委託の実態と問題点

(1) 民間委託とは何か?

民間委託とは、地方自治体が自らの事務を 公務員により直接処理せずに、法人団体また は個人に任せ、その名義と責任の元に行使さ せて公共の目的を達成すること、と定義づけ られます。 言い換えれば、組織の軽量化によ り低い行政費用で行政サービスを効率的に供 給し、経営の視点で行政業務を管理し、公共 部門において直接サービスを提供せず民間に サービスを提供させることを意味します。中 央政府が公企業を私有化(民営化)すること に重点を置いているとすれば、地方政府は民 間委託というやり方を使います。地方政府レ ベルでの民間委託は、そのほとんどがサービ ス契約という形式で行われるのが特徴です。

(2) 民間委託の問題点

民間委託による様々な弊害の中で、特に注目すべきは①民間受託機関の利潤保障による予算の増加、②民間受託機関と公務員の結託による不正腐敗の増加、③受託機関の会計不正、④労働者に対する収奪により、深刻な

差別と労働基本権の侵害、⑤公益性(公共性) が失われるということです。

①会計不正による人件費の過多請求と予算 の着服

- ・業者の人件費、直接労務費の虚偽請求
- ・業者経費を不正に上乗せ(減価償却費、部品修理費、油類費、物品購入費など)
- ・サービス契約時に一般管理費と利潤を 15% 保障し、間接労務費もまた直接労務費の 15% 以内で保障しているが、役員や管理職給与などを直接労務費に含めたり、間接労務費の一部を人件費に計上するやり方で着服する

② 民間委託業者による賃金のかすめ取り

- 策定された賃金や退職金(1年未満、退職 積立金)、保険受益者変更などによる保険金の かすめ取り

③ 業者選定における不正

- ・適格審査基準を特定業者に、有利に変更するなど公正さを毀損
- ・退職した公務員と関連のある業者を受託機 関として選定

④ 管理監督の不実と不正摘発へのなまぬる い対応

- ・業務上過失による公共性の毀損と法律違反 と違法行為に無関心
- ・業者の不正義役にも調査や対処を怠る

⑤ 全羅北道の民間委託事業所で発生した問題点

- ・イクサン(益山)の青少年一時保護センター、民間業者の事業返納により民間委託の事業中断
- ・チャンス郡の青少年相談センター、相談員 5人が不当解雇、民間委託を推進
- ・2018 年 12 月、セマングム地域の常設文化 公演団で 30 人が集団解雇

全羅北道の生涯教育振興院、民間委託現況

から除外され正規職への転換対象から漏れる

- 3. 全北平等支部の民間委託に対抗する 闘い
- (1) チョンジュ (全州) 上水道委託阻止の闘い: 公共性を勝ち取るための地域連帯闘争

韓国の上水道体系は、水源管理(環境部、 自治体)、広域上水道(国土資源部、水資源公 社)、地方上水道(自治体)に分かれている。 これを水資源公社に一元化させようとする全 国的な動きがあった。

上水道が一元化されると第1に、地方水源 保護区域が解除され乱開発が予想される、第 2に 100%広域上水道給水による価格の上昇 (広域上水道で生産単価が 60%以上高くなっており、独占による価格制御力が喪失)、第 3に、水道管理や市民サービス業務に対する 民間委託で公共性が失われ労働者の雇用不安 の発生など、様々な問題が予想された。(実際に全州下水処理場の民営化により、同じような問題が発生した。)

全北平等支部では2005年1月7日、上水 道民営化対策会議を提案し、組合員の全員集 会、週2回の市民への街頭宣伝、4月19日か ら9月26日まで上水道事業所までの1人デ モ・スタンディングなどを行った。

地域対策委員会を結成し、地域の 23 団体が一緒に阻止闘争を行った。地域団体の説明会、全州市役所前でのスタンディング、新聞を利用した宣伝ビラの配布、反対集会の開催などの活動。ついに、8月22日に全州市長が上水道効率化事業を見直しを発表、9月6日に全州上水道の民間委託中断を非公式発表、官民対策委員会構成を提案した。9月26日には全州市は上水道民間委託の中断を公式に宣言した。

- (2) 民間委託業務の直営化と正規職化への 闘い
- 1) 全州障碍者福祉タクシーの施設管理公 団転換の闘い(2013 年~2015 年)
- ・2013 年、全州障碍者福祉タクシー民間委託 業者の「クマさん奉仕隊」の労働者を組織し て交渉を行い、受託機関の視覚障碍者協会と 労働協約を締結した。
- ・2015年、受託機関の不正が発覚し業者変更 が行われる際に、全州市に直営化を要求し、 全州施設管理公団に転換されることになった。
- 2) チョンジュ(全州) リサイクリングタウン(全州生ごみ処理場)の闘い(2018~2019)
- ・全州市(400 億)は、テヨン建設 (700 億) をはじめコンソシアムと民間資本投資により 生ごみ処理場を建設し、20年間の委託運営を 行った。
- ・組合側は、雇用不安撤廃、正規職への転換、 生活賃金の保障、労働条件改善の目標を掲げ、 闘いを行った。(2018年9月10日~10月10 日、第一次ストライキ実行)
- ・テヨン建設が 2019 年から事業を子会社に 1年間移管すると聞いて、11 月 29 日と 12 月 5 日に部分ストに突入。
- ・第二次ストライキで労組要求案を伝達、全 州市への抗議申し入れにより賃金・労働条件 を継承要求と自治体の責任ある指導監督を要 求した。現在、交渉が進められている。
- 3) 全州市生活廃棄物運搬・収集業務、民間 委託労働者の正規職化の闘い (2010 年から 現在まで)
- ・正規職化の闘い略史 全州市では元々直接行っていた生活廃棄物

の収集と処理業務を 1982 年から共同住宅の一部を委託業務に転換しはじめ、IMF 金融危機以後 2006 年から 2008 年にわたって大々的に清掃関連業務を民間業者に委託した。 2019年現在、生活廃棄物の種類による性状別収集により、12 の業者に委託して行っている。

進歩新党、公共労組全北本部、平等支部が 共同で、2009年に全州委託事業所へのアンケート調査を行って、生活廃棄物収集業者の2か所で組織化する。

2010年、チョンボという業者で組織され、 再契約を前に雇用保障と労働基本権強化のために労働協約締結の闘いが行われた。ストライキと民間委託の不合理を告発する日常的な 街頭宣伝も並行して行った。

2010 年のストライキ後には制度改善の闘いを展開。生活廃棄物の委託による評価条例の制定と委託制度改善の監査請求を行った。

2019年、政府の公共部門における非正規の 正規職化3段階施行を前に集中闘争を展開す る。しかし、政府では自治体委託事務は自治 体首長の権限事項だとして延期。現在は、全 州市を対象に「生活廃棄物の収集業務」民間 委託制度の廃止と正規職化への転換闘争を行 っているところ。

・2019 年現在の闘い

全北平等支部ソヒ産業分会では、2018年まで会社主導で作った御用労組(複数労組制度を悪用した第二組合)により交渉権が剥奪されてしまった。2018年下半期から2019年上半期まで組織拡大活動を行い、現在多数労組となり交渉権を確保できた。

2019年2月から毎週火曜日16:30から「民間委託廃止、直接雇用要求」を掲げ、全州市役所前での抗議集会と市内のデモ行進。

・全州人権委員会で差別是正を受付

全州国際映画祭の期間(2019.5.2.~11)に 全州市役所と映画祭の場所の周辺で、毎日デ モを行い、「清掃労働者[原文:環境美化員] の人権映画祭」を開催。

民間委託の不当性、監査院に監査請求 民間委託業者との交渉決裂、地方労働委員 会で争議の調停が進められている。

6月末の民間委託契約が終了するので、その前に5月から6月に再契約中断、民間委託の撤回、直接雇用を求め団体行動を予告している。



4. 民間委託への闘いの方向と意義

(1) 民間委託への闘いの方向

- ・民間委託の弊害に対応するためには、何よりも民間委託業者の従業員を労働組合の組合員として組織すべきだ。
- ・労組、マスコミ、学者や専門家、市民社会 団体、進歩的な政党など、民間委託問題を一 緒に論議し、解決できる連帯組織を作り、連 帯を強化することが必要
- ・委託業者に対する日常的な監視、市民への 訴えにより民間委託の弊害を市民に知らせ、 当該の自治体に圧力を加え、問題が解決でき るよう活動していく。このため声明の発表、 記者会見、集会、座り込み、該当責任者への 面談など、様々な闘いのやり方で攻める。

- ・民間委託の弊害を是正できるよう市民が参加できる広範囲で日常的な討論会などを組織し、展開する。
- ・地方政府が委託機関を常時監視、監督できるよう要求し、問題発生時にはスピーディーな解決を求める。

(2) 民間委託への闘いの意義

1) 公共性の強化

民間委託への闘いは、民間委託が市民の公 共性を拡張させられる唯一の道なのか、論争 を提起することにより、最善策を講じていく ようにする。のみならず関心を高め、利潤創 出のため公共性を弱める全ての行為を予防し、 これを告発して迅速に問題解決に当たれるよ うにする。

2) 経済性の強化

民間委託は受託業者の利潤と一般管理費、 (委託事務を支援する)間接労務費を保障している。委託金額(税金)でこれを保障し、料金引上げにより市民の支出増加で支えることになる。したがって、民間委託を直営化する闘いは、実質的な経済性と効率性を取り戻せる。

3) 民主性の強化

民間委託は契約をめぐる談合と癒着構造、 不正や腐敗など多くの問題を発生させている。 民間委託への闘いによる直営化は、このよう な弊害を一新すると同時に、市民に市政への 関心を呼び起こし、社会の民主主義を強化で きる。

4) 労働者の福利厚生を強化

民間委託は労働者の雇用と福利厚生を絶え まず脅威にさらす。このような状態で、労働 者自身が市民のために奉仕するという責任感 や誇りを感じられない。

5) 地域社会に対する所属感と絆の強化、社会的貧困層への社会保障を強化

民間の受託業者は利潤のために、労働者は 責任感がなく会社から与えられるマニュアル にしたがって仕事をしているだけ。民間委託 は市民の要求を反映できないので、市民に不 便さと市民との対立を呼び起こす。また、民 間委託により地方政府がこのような問題を解 決するには限界が生じる。

地域における中核的施設(例えば病院、老人ホーム、社会福祉施設など)が民間委託されると、地域社会への所属感、地域における絆、社会的貧困層への社会保障が弱まってしまう。これを再直営化させたり、民間委託を阻止させたりすることにより、地域の結び付きや公共性が強化できる。

全北平等支部、闘いの略史

- 2004 年 8 月~2005 年 5 月、チョンジュ(全州) 非正規の正規職化要求闘争(5 月、無期契約を勝ち取る)
- 2005年3月1日~31日、私立学校、学校非正規の解雇者復職闘争(4月1日に復職)
- 2005 年 6 月 1 日~6 月 30 日、道庁施設管理、直接雇用の要求と解雇者復職の闘争 (7 月 1 日 に復職)
- 2006 年 2月~8月、クンサン(群山)休憩所、雇用保障の闘い(8月、雇用保障と賃金労働協約の締結)
- 2006年6月1日~2007年2月28日、道庁清掃の非正規解雇復職闘争(3月1日に復職)
- 2009 年 6月~8月、群山老人ホーム、勤労基準法を遵守要求の闘いと幸福病院でのストライキ
- 2009 年 10 月、チョンジュ (全州) 障碍者総合福祉館での原職復帰闘争
- 2010年 4月~9月、チョンジュ(全州)清掃委託業者、労働条件改善とピンハネ中断の闘い
- 2011 年 3 月、ナモン(南原)学校非正規の集団交渉と労働協約の締結を求めるストライキ闘争 (5 月に第 2 波、12 月に第 3 波)
- 2011 年 8 月、全州ビジョン大学での清掃労働者、賃金・労働条件改善のための労働協約締結の 闘い (2012 年 5 月、6 波に渡り)
- 2013 年、全州ビジョン大学、民主的労組を守る闘い(国会、国政監査対応、財団など、ソウル 上京闘争)
- 2013 年 6 月、道庁施設、無期契約への転換要求の闘い
- 2014 年 6 月、全州ビジョン大学、委託業者の廃業に伴う賃金・雇用の継承、労働協約締結を求めるストライキ
- 2014 年 9 月、チョンジュ(全州)障碍者福祉タクシー、民間委託撤回と直営要求の共同闘争本 部の活動
- 2014年 10月、 チンアン (鎮安) 高齢者専門病院、民間委託撤回を求める闘い
- 2014 年 10 月、ソヒ産業/チョンジン、チョンジュ(全州)清掃委託同意案の否決と廃棄物管理条例の改正闘争
- 2015 年 6月、チョンジュ(全州)障碍者福祉タクシー、民間委託撤回と雇用継承を求める闘い
- 2015年 11月、国土情報公社・清掃分会、労働協約締結のストライキ闘争
- 2016 年 4 月、農村振興庁分会、労働人権保障と労働協約締結の闘い
- 2016年9月、全州大学寄宿舎・施設管理分会、労働協約締結を求めストライキ闘争
- 2017年1月、道庁・施設分会、賃金削減阻止と賃金引上げを求める闘い
- 2018年7月、全北野生動物救助保護センター分会、労働協約を勝ち取るためのストライキ闘争
- 2018年8月、コチャン公共下水処理場分会、賃金引上げを求めストライキ闘争
- 2018年10月、全州リサイクリングタウン分会、労働協約と雇用保障を求めストライキの闘い